

第17回山本高校100周年記念事業準備 委員会 議事録

会議情報

- 日時：2025-09-06 15時～
- 場所：山本高校同窓会会館
- 参加者：[美馬、中田、廣原、小部、阪井、坂上、菅野、田中洋之、浅野、堀、新田、田中久夫、嶋野、若澤、多田羅、山内、新堂、米満、原、宮崎、木挽屋、伊籐、田崎、永澤、鹿島、川本、日浦、徳山、川ノ上、辻田、西村、市川、谷口、篠原] (34名)

議事録

1. 同窓会開催の促進と募金活動について

- **第17回準備委員会の開催と議事進行**
第17回会議の開催にあたり、参加者への感謝が述べられた。今回は、より多くの意見交換を促すため、グループ形式の席順を試行。縦と横のつながりを深め、参加が楽しくなるような会議を目指す。
- **同窓会開催の促進と補助金に関する審議事項**
各期の同窓会開催を促進するための補助金案が審議事項として提出された。目的は、口コミで募金の必要性を伝えてもらうこと。補助金額は参加人数に応じて変動し、10人以上で1万円、30人以上で3万円、50人以上で5万円を支給する案が提示された。この案について、グループで意見交換を行うよう指示があった。
- **募金活動の現状報告**
募金活動の現状が報告された。昨年度に約480万円が集まったが、学食のスポットエアコンや学校ホームページの費用として220～230万円を使用したため、現在の残高は約220～230万円となっている。目標額である残り6500万～7000万円にはまだ遠い状況である。

結論

1. 提案内容について、各グループで7分程度の意見交換を行うことになった。

2. 創立 100 周年記念事業に関する討議

- 同窓会開催費用の支援について
各期の同窓会開催を促し、連絡が取れない期の幹事を探すため、開催費用を支援する提案。支援金額（10万円）や郵送用タックシールの無料提供の是非について議論された。
- 記念品担当チームの選任について
100周年の記念品として作成が決定しているクリアファイルの写真選定や業者選定、発注などを担当するチームの選任が議題に上がった。
- 100周年記念横断幕の作成について
創立100周年を告知する横断幕のデザインと設置場所について議論された。特に、「2027年に創立100周年を迎えます」という文言を大きく目立たせる案が中心に話し合われた。設置場所は2箇所、費用は約14万円と報告された。

結論

1. 申告制で各期およびクラブ単位の同窓会開催費用を支援することが承認された。また、希望者にはタックシールを無料で提供することも決定した。
2. 川本さんと鹿島さんが担当チームに選任された。
3. デザインの最終決定は執行部などに任される方向だが、「山本高校は2027年に創立100周年を迎えます」という文言をメインにするという意見でまとまりつつある。

3. 山本高校創立百周年記念事業の準備

- 山本高校の表記について
正式名称「大阪府立山本高等学校」はくどいため、親しみやすく見やすい「山本高校」という略称を使用するかについて議論されました。
- 百周年記念専用ホームページについて
副会長の広原氏より、制作中である記念ホームページの現状報告がありました。デザインやコンテンツに関する意見交換が行われ、議事録ページの未設置、カウントダウンの日付が仮設定（2027年11月1日からの逆算で現在800日程度）であること、漢字表記の誤り（「ケフの囿」）などが指摘されました。
- 寄附金の募集について
特定寄付金制度を利用した寄付金募集について議論されました。会計の専門家である堀氏から、この制度が「ふるさと納税」と完全に同じ仕組みではないこと（特に住民税控除の違い）、および法人の寄付が全額損金算入されるには条件があることなどが説明されました。

結論

1. 見やすさを重視し、「山本高校」の表記を採用することで合意しました。
2. 指摘された漢字の修正を行い、準備委員会のページなどを順次追加していく予定です。正式な記念日が決定次第、カウントダウンの日付も修正します。ウェブサイトのアドレスはまだ関係者のみに共有されています。
3. 特定寄付金の募集は11月1日頃の開始を予定しています。同窓生に誤解を与えないよう、説明資料の表現（例：「ふるさと納税とよく似た仕組み」）を慎重に検討し、法人の寄付に関する条件も正確に記載する必要があります。

4. 100周年記念事業の寄付金募集における税制優遇措置の説明方法の検討

- 寄付金スキームと税制控除の仕組み
今回の寄付が、ふるさと納税のように税制上の優遇措置を受けられるかについて議論。寄付の最終的な宛先が大阪府になるため、所得税の控除は可能と見られるが、寄付者の居住地によっては住民税の控除が受けられない可能性があるという懸念点が挙げられた。
- 寄付者への説明方法
ふるさと納税制度に不慣れな人にも理解しやすいように、寄付のメリットを伝えるための説明方法を検討。2,000円の自己負担でより大きな金額の寄付が可能になる点を、チラシや動画、ウェブサイトのQ&Aコーナーを用いて分かりやすく伝える必要性が議論された。
- 広報物（チラシ・Q&A）の作成
広報用のチラシやQ&Aコンテンツの具体的な内容について議論。複雑な控除額の表を載せると混乱を招く可能性があるため、特定の年収や家族構成を例にした具体的な計算例を載せる方向で検討。チラシ作成者は、税金の計算ができないため、専門家（徳山氏や堀氏）に正確な計算例の原案作成を依頼したいとしている。
- リスクと懸念事項
税金に関する不正確な情報を提供してしまうことへの法的なリスク（同窓会が訴えられる可能性など）について懸念が示された。断定的な表現を避け、「～できる場合があります」といった表現や、税理士への相談を促す注意書きを入れるなどの対策が話し合われた。

結論

1. 寄付の最終的な寄付先は大阪府となる見込み。所得税の控除は可能と思われるが、住民税の控除については、特に大阪府外の居住者に関して不明確な点が残るため、確認が必要。

2. 具体的な計算例（例：年収 400 万円の人が 2 万 5 千円寄付可能など）を提示し、寄付のハードルを下げるのが重要。堀氏がウェブサイトの Q&A を作成し、動画での説明も検討する。
3. 堀氏が Q&A の作成を担当する。チラシに掲載する具体的な税金計算の原案は、徳山氏または堀氏が作成し、それに基づいてチラシが制作されることになった。
4. 誤解を招かないよう、広報物には断定的な表現を避け、注意書きを併記する。また、特定の条件下での事実（計算例）を提示する方法が安全であるという見解で一致した。

5. 同窓会における特定寄付制度の導入とそれに伴う課題

- **寄付金制度の説明方法とツールに関する議論**
同窓会で寄付金を集めるにあたり、税制上の優遇措置（特定寄付）をいかに分かりやすく説明し、寄付を促すかが議論された。ふるさと納税を例に、実質負担額が少なくなるメリットを伝えることの重要性が指摘された。説明用の資料を作成するか、口頭での説明に留めるかについて意見が交わされた。
- **特定寄付制度の概要と手続き**
国税局に申請中の特定寄付制度について説明があった。この制度は、今年の 11 月 1 日から来年の 10 月 31 日までの 1 年間の寄付が対象となる。控除を受けるためには、指定された口座（三菱信託、大阪市の特定給付金口座）への振込が必要。事務局は寄付者に対し領収書を発行し、寄付者はそれを確定申告書に添付することで所得税の控除が受けられる。
- **特定寄付制度開始の告知方法**
11 月 1 日から始まる特定寄付制度をいかに同窓生に知らせるかが議論された。全会員への郵送は 200 万円の費用がかかる一方、見られない可能性も高い。そのため、総会での手渡し、ホームページでの告知、あるいは寄付が見込める層（年配者など）に絞った郵送など、費用対効果を考慮した方法が検討された。
- **寄付者の情報把握と領収書発行の課題**
確定申告に必要な領収書を発行する上での課題が議論された。振込時に氏名以外の情報（卒業回生、生まれ年など）が不明な場合、本人を特定できない問題がある。また、住所不明者や、実家の住所に案内が届き本人の現住所と異なる場合、領収書の送付や確定申告の際に問題が生じる可能性が指摘された。住所を教えたくないという人もいる。
- **今後の会議スケジュール**
準備委員会の今後のスケジュールについて議論された。次回 10 月 11 日の会議は、特定寄付がまだ承認されておらず議題が少ないため、スキップすることが提案された。11 月には総会が予定されている。

- 懇親会について

会議後の懇親会と、今後の予定について話し合われた。12月6日の準備委員会後には、忘年会を兼ねた懇親会を開催することが決定された。本日の懇親会の会費は3000円であることが確認された。

結論

1. 寄付者が「損ではない」と理解し、より多くの寄付が集まるような効果的な伝え方を検討する必要がある。そのための最適なツール（資料の要否など）について、引き続き検討する。
2. 特定寄付制度は2025年11月1日から開始される予定。対象となる寄付金の受付と、それに対応する領収書発行の事務手続きを整備する。
3. まずは各種会議や総会の参加者への手渡しを基本とし、郵送については費用を抑えるために対象を絞って行う方向で検討を進める。ただし、全員に公平に知らせるべきという意見もあり、最終的な告知戦略は未定。
4. 振込時に生まれ年などを記載してもらうよう案内に明記する。住所不明者から寄付があった場合は、本人からの連絡を待って対応する。領収書の住所問題については、振込後に電話等で連絡をもらうなど、本人確認と送付先住所を正確に把握するための具体的な運用ルールを確立する必要がある。
5. 10月11日の準備委員会は中止とする。次回の集まりは11月の総会となり、その次の準備委員会は12月6日に開催する。
6. 12月6日15時会議ら忘年会を兼ねた懇親会を開催する。

次回の予定

[] 議案（同窓会開催補助）について、自己紹介を兼ねてグループ内で7分間意見交換を行う。

[] 同窓会開催支援金およびクラブ活動支援金の申請・報告用の書式を作成する。

[] 記念品担当チーム（川本氏、鹿島氏）は、クリアファイルの写真、業者選定、費用などを検討し、提案する。

[] 次回の会議は10月の定日に開催される。

[] 実行委員会が学校とPTAに記念日の日程決定を催促する。

[] 特定寄付金は11月1日頃から募集を開始する予定。

[] 堀氏がウェブサイト用のQ&Aコーナーを作成する。

[] 徳山氏または堀氏が、チラシに掲載するための具体的な税金計算例の原案を作成する。

[] 10月11日の準備委員会は中止とする。

[] 次回の準備委員会は12月6日15時から開始する。

[] 本日の懇親会の会費は3000円とする。

今後の課題

会議で結論が出なかった、具体的なアクションが不明確な課題として以下の点が挙げられます。

- 1. 寄付金募集における税務・法務リスクへの対策不足**
特定寄付金制度を「ふるさと納税」と誤解させる説明や、法人寄付の損金算入条件に関する不正確な情報提供は、寄付者の誤解を招くだけでなく、法的な問題に発展する重大なリスクをはらんでいます。すべての広報物（チラシ、ウェブサイト、動画）において、税理士など専門家の監修を受け体制を構築し、「詳細は税理士にご相談ください」といった免責事項を明記するなど、リスク管理策を早急に徹底する必要があります。
- 2. 大阪府外在住者に対する住民税控除の適用可否が不明確**
大阪府外在住の同窓生が寄付した場合に、住民税の控除が適用されるかどうか不明確なままです。この点は寄付額を決定する上で重要な判断材料となるため、寄付をためらう大きな要因になり得ます。早急に関係各所に確認し、ウェブサイトのQ&Aなどで明確かつ正確な情報を提供することが急務です。
- 3. 寄付者の本人確認と領収書発行に関する実務プロセスの未整備**
寄付者の本人確認と領収書発行に関する実務的な運用フローが確立されていません。特に、同窓会名簿の住所と現住所が異なる場合や、住所不明者から寄付があった場合の領収書送付先をどう扱うかという問題が未解決です。領収書の住所は寄付者の税務申告に直接影響するため、トラブルを未然に防ぐための明確な対応方針と手順を早急に定める必要があります。
- 4. 百周年記念事業の正式な開催日程の未決定**
事業全体のスケジュールと広報活動に影響する根幹的な問題である、百周年記念事業の正式な開催日程が未定のままです。これにより、ウェブサイトに設置予定の開催日までのカウントダウン機能が実装できないなど、具体的な広報活動に支障が出ています。学校やPTAとの連携を密にし、可及的速やかに開催日程を決定する必要があります。